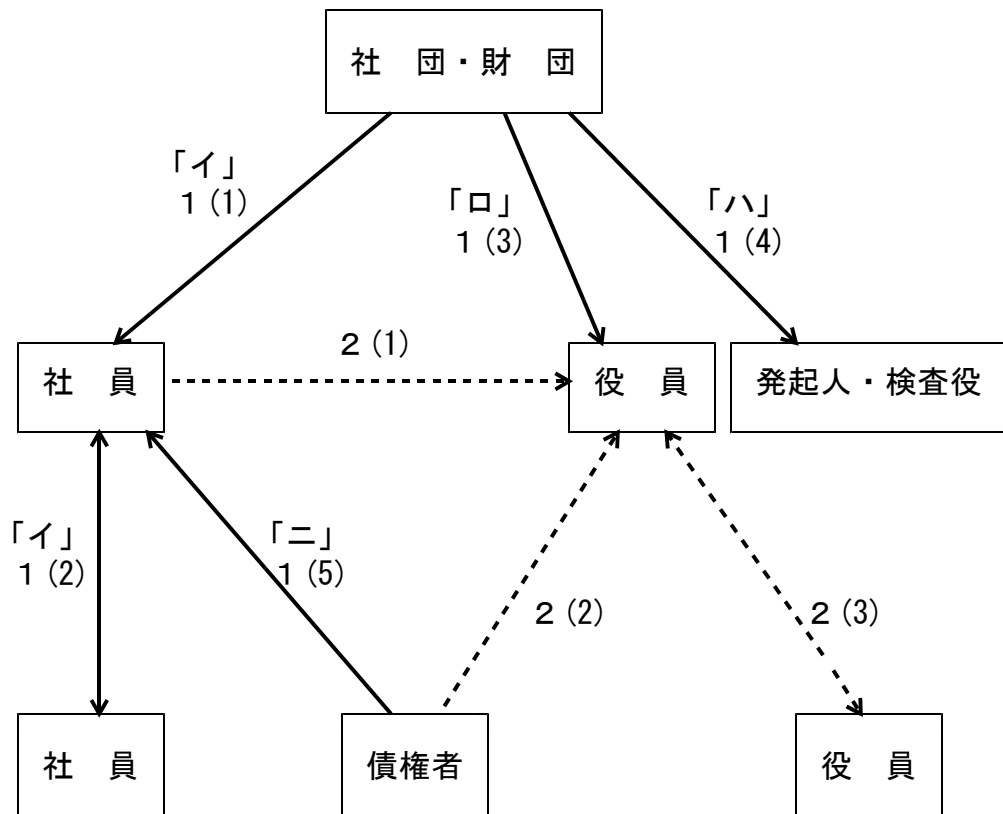


平成20年12月19日

## 社団・財団関係の訴えの類型

〔社団・財団関係の訴えの相関図〕



(注)

実線の矢印が法第5条第8号の訴えを示し（矢印の始点が原告，終点が被告），「イ」ないし「ニ」の表記は法第5条第8号の各規定に対応する。破線は，社団・財団関係に関する他の種類の訴えを示す。

## 1 法第5条第8号の規定に含まれる訴え

(注) 以下、会社法に規定された請求を取り上げることとし、特に断らない限り、条文は会社法を指すものとする。

### (1) 社団から社員又は社員であった者に対する訴え（イ）

- (i) 会社法に管轄の規定がない請求
  - a 株主が割当てを受けた新株予約権に係る払込請求（第246条第1項、第241条第1項、第238条第1項第3号）
  - b 不公正な払込金額で新株予約権を引き受けた株主に対する公正な価額等の支払請求（第285条第1項）
  - c 持分会社の社員の地位確認請求
  - d 持分会社による、社員に対する、出資懈怠等に基づく損害賠償請求（第582条第1項、第2項）
  - e 持分会社による、業務執行社員に対する、競業差止請求（第594条第1項）
  - f 持分会社による、業務執行社員に対する、任務懈怠に基づく損害賠償請求（第596条）
  - g 合同会社による、制限に違反して利益配当を行った業務執行社員及び同配当を受けた社員に対する、配当相当額の連帯支払請求（第629条第1項）
  - h 合同会社による、利益配当を行った業務執行社員及び同配当を受けた社員に対する、欠損が生じた場合の欠損額の連帯支払請求（第631条第1項）
  - i 合同会社による、制限に違反して出資の払戻しを行った業務執行社員及びその払戻しを受けた社員に対する、払戻相当額の連帯支払請求（第633条第1項）
  - j 合同会社による、制限に違反して持分の払戻しを行った業務執行社員及びその払戻しを受けた社員に対する、払戻相当額の連帯支払請求（第636条第1項）
  - k 清算持分会社による、出資の一部又は全部を履行していない社員に対する、出資履行請求（第663条）
- (ii) 会社法に専属管轄の規定がある訴え
  - a 持分会社による、社員に対する除名の訴え（第859条）
  - b 持分会社による、業務執行社員に対する業務執行権又は代表権の消滅の訴え（第860条）

(2) 社員から社員又は社員であった者に対する訴え（イ）

いずれも会社法に管轄の規定はない。

- a 制限に違反して利益配当を行った業務執行社員による、配当を受けた社員に対する求償請求（第630条第1項参照）
- b 制限に違反して出資の払戻しを行った業務執行社員による、出資の払戻しを受けた社員に対する求償請求（第634条第1項参照）
- c 持分会社の社員相互間の持分譲渡に関する請求（第585条第1項）
- d 持分会社の社員間の競業避止に関する請求（第594条第1項）

(3) 社団又は財団から役員又は役員であった者に対する訴え（ロ）

(i) 会社法に管轄の規定がない訴え

清算持分会社による、清算人に対する、任務懈怠に基づく損害賠償請求（第652条）

(ii) 会社法に専属管轄の規定がある訴え

- a 株式会社による、設立時取締役に対する（発起人と連帯）、現物出資財産等に著しく不足があった場合の不足額の支払請求（第52条第1項、第848条）
- b 株式会社による、設立時取締役及び設立時監査役（発起人も連帯）に対する、任務懈怠に基づく損害賠償請求（第53条第1項、第848条）
- c 株式会社による、株主の権利の行使に関する利益供与に参与した取締役に対する、利益相当額の連帯支払請求（第120条第4項、第848条）
- d 株式会社による、業務執行取締役等に対する、募集株式の引受人から出資された財産等の価額が不足する場合の不足額の支払請求（第213条第1項、第212条第1項第2号、第848条）
- e 株式会社による、業務執行取締役等に対する、新株予約権発行に際して出資された財産等の価額が不足する場合の不足額の支払請求（第286条第1項、第285条第1項第3号、第848条）
- f 株式会社による、取締役等に対する、任務懈怠に基づく責任追及（第423条第1項、848条）
- g 株式会社による、分配可能額を超過する剰余金配当等を行った業務執行取締役等に対する、金銭支払請求（第462条第1項、第848条）
- h 株式会社による、業務執行者（取締役又は執行役）に対する、反対株主の株式買取請求によって株式会社が株主に支払った額が分配可能額を超過する場合の超過額の連帯支払請求（第464条第1項）
- i 株式会社による、業務執行者（取締役又は執行役）に対する、株式の買取り等によって株式会社が支払った額が分配可能額を超過する場合の超過額の連帯

- 支払請求（第465条第1項）
- j 清算株式会社による，清算人に対する，任務懈怠に基づく損害賠償請求（第486条第1項，第848条）
- k 清算株式会社による，取締役等に対する責任免除取消しの訴え（第544条第1項，第2項，第857条）
- l 清算株式会社による，取締役等に対する，責任査定決定に対する異議の訴え（第858条第1項）

**(4) 会社から発起人又は発起人であった者，検査役又は検査役であった者に対する訴え（ハ）**

- (i) 会社法に管轄の規定がない訴え  
検査役の任務懈怠による損害賠償請求の訴え
- (ii) 会社法に専属管轄の規定がある訴え
  - a 株式会社による，発起人に対する，出資の履行請求（第34条第1項）
  - b 株式会社による，発起人に対する（設立時取締役と連帯），現物出資財産等に著しく不足があった場合の不足額の支払請求（第52条第1項，第848条）
  - c 株式会社による，発起人に対する（設立時取締役及び設立時監査役と連帯），任務懈怠に基づく損害賠償請求（第53条第1項，第848条）

**(5) 社団の債権者から社員又は社員であった者に対する訴え（二）**

- いずれも会社法に管轄の規定はない。
- a 持分会社の債権者による，社員に対する，持分会社が債務を完済できない場合等における持分会社の債務の連帯履行請求（第580条第1項，第2項）
  - b 持分会社の債権者による，元社員に対する，持分譲渡登記前の会社債務の履行請求（第586条第1項）
  - c 合資会社又は合同会社と取引をした者による，有限責任社員に対する，無限責任社員であると誤認をさせる行為等をしたことによる責任追及（第588条第1項，第2項）
  - d 損害を被った第三者による，業務を執行する有限責任社員に対する，悪意又は重過失があった場合の損害賠償請求（第597条）
  - e 持分会社の債権者による，退社した社員に対する，退社登記前の責任の限度での会社債務の履行請求（第612条第1項）

**2 法第5条第8号の規定に含まれないが社団・財団に関する訴え**

## (1) 社員から役員に対する訴え

### (i) 会社法に管轄の規定がない訴え

- a 株主による，取締役に対する，法令に違反する行為等の差止請求（第360条第1項）
- b 株主による，執行役に対する，法令に違反する行為等の差止請求（第422条第1項）

(参考) 上記各請求については，社団の役員に対する訴えとして民事訴訟法第5条第8号口の管轄が認められるが，代表訴訟の規定を類推適用して本店所在地の専属管轄とすることについては，否定的な見解が有力であるとされている（江頭憲治郎『株式会社法（第2版）』457頁）

### (ii) 会社法に専属管轄の規定がある訴え

- a 株主による，取締役等に対する責任追及の訴え（株主代表訴訟，第847条第3項，第5項，第848条）
- b 株主による，取締役等及び会社に対する，取締役等の解任の訴え（第854条第1項，第856条）

## (2) 社団の債権者から役員（又は発起人）に対する訴え

いずれも会社法に管轄の規定はない。

- a 損害を被った第三者による，設立時取締役及び設立時監査役（発起人も連帯）に対する，悪意又は重過失があった場合の損害賠償請求（第53条第2項，第54条）
- b 損害を被った第三者による，株式会社の取締役等に対する，悪意又は重過失があった場合の損害賠償請求（第429条，第430条）
- c 損害を被った第三者による，株式会社の清算人等に対する，悪意又は重過失があった場合の損害賠償請求（第487条，第488条）
- d 損害を被った第三者による，持分会社の清算人に対する，悪意又は重過失があった場合の損害賠償請求（第653条）

## (3) 役員から役員に対する訴え

いずれも会社法に管轄の規定はない。

- a 監査役による，取締役に対する，法令に違反する行為等の差止請求（会社法第385条第1項）
- b 監査委員による，執行役又は取締役に対する，法令に違反する行為等の差止請求（同法第407条）

(参考) 旧商法第275条の2（監査役の違法行為差止請求権）については，明文の

規定がないため本店所在地を管轄する裁判所の専属管轄とすることはできないが、社団から役員に対する訴えとして、民事訴訟法第5条第8号により会社の本店所在地の裁判所の管轄を認めるべきとされていた（上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(6)』462頁）。